



平成28年2月29日
海上保安庁

『118番重点広報月間』の結果概要について（速報値）

～非有効件数は依然99%で変わらず～

- 1、海上保安庁では、平成28年1月18日から2月18日までの1ヶ月間を『118番重点広報月間』と位置づけ、全国的に周知活動を展開しました。
- 2、月間中の「118番」総通報件数は、33,436件、うち船舶海難等の有効件数は257件（0.77%）、間違い電話等の非有効件数は33,179件（99.23%）でした。
- 3、海上保安庁では、引き続き緊急通報用電話番号「118番」の周知と適切な使用を呼びかけていくこととしています。

<参考1> 『118番重点広報月間』中の通報件数 ※詳細は別添1

総通報件数・・・33,436件

有効件数（船舶海難／人身事故／その他警備事案）・・・257件

非有効件数（間違い電話／いたずら電話／即断等）・・・33,179件

<参考2> 月間中の『118番』好事例 ※詳細は別添2

『「石垣島御神崎沖でダイビングスタッフ2名が流されている」との118番通報があり、巡視艇・航空機を急行させたところ、漂流している2名を発見。ヘリから降下した機動救難士により、2名ともケガ等なく無事救助された。』等

<参考3> 月間中の『118番』不適切事例 ※詳細は別添3

『会話の内容が支離滅裂で、笑い声の後に突然電話が切れた』等

118番通報に関する統計資料【全管区】

別添 1

1月18日～2月18日

		平成28年1月18日(月) から1月24日(日)	1月25日(月) から1月31日(日)	2月1日(月) から2月7日(日)	2月8日(月) から2月14日(日)	2月15日(月) から2月18日(木)	計
有効件数	(船舶海難/人身事故/ その他警備事案)	51	68	45	71	22	257
非有効件数	(間違い電話)	2,123	1,992	1,934	1,989	1,246	9,284
	(いたずら電話)	369	279	294	401	116	1,459
	(無言電話)	2,579	2,647	2,535	2,425	1,474	11,660
	(着信時の即断)	2,334	2,492	2,383	2,223	1,344	10,776
118番受理件数(計)		7,456	7,478	7,191	7,109	4,202	33,436
有効率		0.68%	0.91%	0.63%	1.00%	0.52%	0.77%
非有効率		99.32%	99.09%	99.37%	99.00%	99.48%	99.23%

管区毎 有効率	一管区	0.07%	六管区	4.56%	十一管区	5.69%
	二管区	0.92%	七管区	1.11%	本庁	53.85%
	三管区	0.25%	八管区	0.81%		
	四管区	0.51%	九管区	1.02%		
	五管区	0.37%	十管区	1.65%		

118番通報 好事例 (H28.1.18～H28.2.18)

【機関故障】

- 岩手県綾里埼沖にて、作業船船長より「機関故障して漂流している、救助してほしい」旨の118番を受けた事例。作業船は巡視艇により曳航され、大船渡細浦漁港に無事入港した。
- 宮城県名取市沖で漂流中のプレジャーボートから「機関故障のため航行不能、救助願います。」旨、118番通報を受けた事例。急行した巡視艇により同ボート曳航、無事救助。
- 2名乗船のプレジャーボートの機関が停止し、118番通報により救助を求めてきたもので、外洋にもかかわらず118番通報の位置精度が、ほぼピンポイントであったため、要救助船を見失うことなく素早く救助できた。
- 「機関故障のため、沖で父親が乗った漁船が漂流している」との118番通報があり、宮古島島尻漁港沖の漁船の船長から118番通報してもらった結果、漁船の位置を迅速に割り出し、僚船により曳航救助された。

【衝突】

- 2人乗りプレジャーボートが錨泊釣り中、同プレジャーボート船尾に遊漁船が衝突、そのまま走り去ったものであるが、通報者（同プレジャーボート船長）が遊漁船の船名を記憶し118番通報したため、これに基づき保安部が、当該遊漁船を特定できた。
- 長崎県長崎市沖で釣りをしていたプレジャーボートから「釣りをしていたところ、小型船に衝突され転覆してしまった。乗っていた2名は海中転落したが、衝突した小型船に助けられ外傷はありません。」旨の118番通報。転覆したプレジャーボートは巡視艇により曳航。

【乗揚げ】

- 浅瀬に乗揚げ、自力航行ができなくなったプレジャーボート船長から118番通報を受けるも、通信状態が悪く、海難の状況、海難発生場所等がはっきりしないまま通信が切断したことから、同船長に架電の上118番による再通報を指示。その結果、複数回の118番通報により、海難の状況等を把握するとともに、緊急通報位置情報通知システムによる位置情報の精度が向上し、通報位置を絞り込むことができ、最終的に巡視艇により早期に救助できたもの。

【ボート漂流】

- 専門学校生ら 5 人は、宮城県菖蒲田海水浴場でバーベキューを行っているうち、2 人がオールのないビニールボートを膨らませ、手で漕いで海岸で遊んでいるうち沖合に流され、消波ブロックに隠れ見えなくなったことから海岸にいた友人らが不安となって 118 番通報したもの。通報を受け、巡視艇及び回転翼機並びに水難救済会所属船が発動し、現着した回転翼機が蒲田漁港沖合約 4 キロメートルで同ボートを発見、その後、水救会所属船が同ボートに接近し、同乗者 2 名及びボートを揚収して付近の漁港に搬送した。水難救済会所属船が到着した時には、ビニールボートは浸水、沈没状態で非常に危険な状況であった。当時の海水温度は 9 度であり、もし、海水につかれば、短時間で危険な状態であった。
- 男性 2 名がミニボートで遊漁中、オール 2 本のうち 1 本が流され、折からの南風で沖合いに流され帰れないとの 118 番通報。2 名共に携帯電話を所持していたため、通報の携帯電話については救助まで接続を継続し、現在位置の常時把握、事故者の人定、転覆等不測の事態に備えた対応指導を実施しつつ、近隣の港から救助に出動した消防救助艇に遭難船舶の位置を通報、初報位置から約 2 キロメートル沖合いに流された位置においても早期に発見し、救助を完了した。

【遭難】

- 単独世界周航中のヨット（日本人 1 名乗組み）が南米チリ沖で遭難し、同船長から連絡を受けた日本在住の知り合いが 118 番通報により第五管区海上保安本部に救助要請したもの。同救助要請に基づき、本庁を介して、チリ共和国 MRCC（海難救助調整本部）に救助要請を行い同人は無事救助された。

【運航阻害】

- プレジャーボートから「バッテリーがあがってしまい動けません。救助をお願いします。現在位置は、北緯〇〇、東経〇〇です。」旨 118 番通報があり、通報時に位置情報の提供があったもの。急行した巡視艇により曳航救助。

【特異事例】

- 高齢の男性から弱々しい声で「救急車を呼んで欲しい。手が動かないので「119 番」に架けられない。」旨の 118 番通報があったもの。地元消防局に同内容を説明し対応を依頼。救急隊員がトイレの小窓を破って入り、救助して病院に搬送。消防局から通報者は「脳疾患の疑いあり」との連絡があった。

【海中転落】

- 事故者は、友人と磯釣り中、波にさらわれ海中転落した。その後、友人にて同磯場へ引き揚げられたが、怪我をしており動けなかったことから、友人が 1

別添 2

18番通報した。通報を受けた十本部運用司令センターでは、磯場の状況から、海上及び陸上からの救助は困難と判断し、当庁ヘリコプターから機動救難士を降下させ、事故者を吊上げ救助した。

【漂流】

- 「石垣島御神崎沖でダイビングスタッフ2名が流されている」との118番通報があり、巡視艇・航空機を急行させたところ、漂流している2名を発見。ヘリから降下した機動救難士により、2名ともケガ等なく無事救助された。

【病気】

- 「カヌーに1人で乗っているが、体調が悪くなったので助けてほしい」との118番通報があり、巡視艇及びヘリコプターが現場急行したところ、漂流しているカヌーをヘリコプターが発見。ほどなくヘリコプターから降下した機動救難士により無事に救助された。

【負傷】

- 大型コンテナ船乗組員が負傷したとの118番通報を受け、素早くヘリコプターを発動し、負傷者の吊り上げ救助を実施した。

118番通報 不適切事例
(H28.1.18~H28.2.18)

【いたずら】

- 会話の内容が支離滅裂で、笑い声の後突然電話が切れた。
- 「〇〇さんがつばを吐いた。事件にしてください」「〇〇（場所）で警察からお前が悪いと言われた。」「煮たウツボが〇〇（人名）に似ている。」などと意味不明な通報を繰り返し行い、一方的に電話を切る。
- 子供の声で、公衆電話から 「助けて助けて、転覆転覆、キャハハハ」と言って電話を切った。
- 英語のような言葉を一方的に話す。いたずらを止めるよう注意するも聞く耳をもたず話し続け、切りますよと伝えると語気を強め「ジャパンコーストガード!!」と発した。
- 公衆電話(非通知)から着信し、受話器の向こう側から「コツコツ・・・(受話器をたたくような音)」が聞こえ、数秒後に切れる。
- 「〇〇に特攻野郎 A チームをつくれ」と通報があった。

【苦情】

- 「海上保安庁、118番」「ちゃんと仕事しろ」などを繰り返した後、電話を切り、再度かけるといった行動を数回繰り返す。(酒に酔ってろれつが回らない様な口調)
- 海上警備にかかる苦情電話で、緊急用電話番号である旨の口頭注意するも聞く耳を持たず、一方的に怒鳴りまくり苦情をしゃべり続ける。(同一人物らしき者から公衆電話により他の日にも同内容で着信)

【即断】

- 毎日午前零時、午前7時及び午前7時30分のほか、正時又は30分の少なくとも3回、多いときには6回程度、非通知による着信があるも、即断される。

【虚偽の118番通報】

- 港にあやしい動きをしている船がいるとの通報があった。あやしい船は防波堤付近まで行き、何かを揚収した後、着岸中の貨物船に陸揚げしていた。船名は不明。監視依頼するも、仕事に行くから現場から離れると断られた。(非通

知、匿名での通報。)直ちに海上保安官が現場に赴き確認するも、そのような船舶は見当たらなかった。

【無言】

- 同じ番号から繰り返し無言通報が連続してあった。

【その他】

- 酔っ払い。「灯台の灯りと、命の灯りは同じだ」など言った後に、おつかれさん。おやすみなさい。と言って電話を切った。